

# 町からの お知らせ

## 臨時職員の公募について

興部町国民健康保険病院では、下記のとおり臨時職員を募集しています。  
看護補助者（募集人員1名）

業務内容	看護補助業務
応募資格	ホームヘルパー2級以上の有資格者 又は、6ヶ月以内に資格取得予定の者
勤務時間	日勤 8:30~17:15 夜勤 16:30~ 9:00
採用期間	平成22年4月1日から平成25年3月31日
賃金	月額140,300円 又は、135,600円
手当	期末手当（6月12月）・夜間手当 有り

- ・応募申込締切日 **平成22年3月12日（金）** 期日厳守
- ・応募の条件 興部町内に在住している方、又は在住可能な方
- ・申込及び問い合わせ先  
〒098-1607 興部町字興部710番地  
興部町役場総務課総務厚生係 TEL0158-82-2131
- ・応募方法 次の書類を郵送または持参してください。
  1. 履歴書
  2. 資格証明書（写）又は、資格を取得する旨の確約書

## 興部町臨時職員の公募について

町では、平成22年度の臨時職員を下記のとおり公募いたします。  
記

1. 勤務場所 興部町 オホーツク農業科学研究センター
2. 年齢 40歳未満
3. 採用条件 専門学校・短大・大学において食品に関する単位を修得した者・採用後、町内に在住できる方
4. 採用人員 1名
5. 資格条件 ・普通自動車免許 ・パソコン操作可能な方
6. 給与 131,500円（月額）
7. 業務内容 ・食品研究開発（乳製品・肉製品）関すること  
・食品衛生検査及び技術指導に關すること  
・食品加工技術指導に關すること  
・血液及び細菌検査に關すること
8. 採用期日 平成22年4月1日

9. 応募締切日 **平成22年3月19日**
10. 提出書類 ・履歴書（上半身写真添付）1部  
・卒業証明書 ・成績証明書 ・職務経歴書
11. 選考方法 書類審査の上、面接により選考する
12. 書類提出先 興部町役場総務課総務厚生係  
(TEL0158-82-2131)
13. 問い合わせ オホーツク農業科学研修センター  
(TEL0158-82-2121)

## 不法投棄は絶対にダメ！

町内において不法投棄が見受けられ、場所は主に以下の場所です。通報して下さった方は、ウォーキング等をされて町の自然を満喫されている方々です。中には、ウォーキング等されながらごみ拾いをしてくれている方もいます。

**心無い一部の人の行為で自然が汚されてしまいます。**

①興部小学校から春日町方面に向かう町道から牧草畑の広範囲  
この区間は、小さな買い物袋のごみから大きな袋に入っているごみまで、さまざまなごみが不法投棄されています。  
(ウォーキングされている方からの通報)

②宇津から秋里（朝日）間の町道法面  
ここに不法投棄されているごみは、TV等の家電製品から長靴等のごみとなります。(山菜採りに入った方からの通報)

③興部町スキー場裏付近の町道法面  
生活系のごみが不法投棄されています。  
(山菜採りに入った方からの通報)

④興部漁港（浜町）から衛生センターまでの海浜区間  
小さな買い物袋のごみから大きな袋に入っているごみまで、さまざまなごみが不法投棄されています。  
(町民・釣り人等からの通報)

①~④以外にもありますが、町は不法投棄パトロール重点区域としております。

◎重要 不法投棄は**犯罪**です。  
町は**積極的に**警察へ**通報**します。



不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言います。**5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金**、又はこの併科（同時に二つ以上の刑を科すること）。  
さらに、**法人の場合、1億円以下の罰金**となります。

不法投棄を見つけた方は、興部警察署（TEL82-2110）又は、役場住民課 住民環境係 環境衛生業務担当（TEL82-2131 内線232）まで連絡をお願いします。

## 平成21年分所得申告の受付について

上記の件につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済ませられますようお願い致します。

### ■申告の必要な方

- ①平成21年1月1日~平成21年12月31日までの間に収入を得た方  
※収入とは、営業・給与（事業専従者給与を含む）・報酬・年金・賃金・譲渡等により支払いを受けること。
- ②年末調整が済んでいる方で、年金・賃金・不動産・配当・譲渡等の収入のある方。医療費控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。また、年末調整に誤りのある方。
- ③申告を要する収入はないが、国民健康保険に加入している方
- ④住宅借入金等特別控除の住民税からの控除について

所得税と住民税とを合わせた税負担が、税源移譲の前後で変わることがないように、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額が減少する方（平成18年12月31日までに入居した方に限ります。）については、申告（平成22年3月15日期限）により、当該減少額を翌年度分の住民税から控除することができます。

「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額の記載がある場合は、住民税の控除を受けられることがありますので、税務係までお尋ねください。

### ■申告日程

受付月日	受付会場	申告区分	備考
3月1日（月）	役場1階 第1会議室	一般申告	春日町・新町 9:00~17:00
3月2日（火）	役場1階 第1会議室	一般申告	宮下町・北興 秋里・豊野 9:00~17:00
3月3日（水）	役場1階 第1会議室	一般申告	指定なし 9:00~17:00
3月4日（木） ~3月5日（金）	役場1階 第1会議室	農業申告	農業者のみ 9:00~17:00
3月8日（月） ~3月10日（水）	役場1階 第1会議室	農業申告	農業者のみ 9:00~17:00
3月11日（木） ~3月12日（金）	役場1階 第1会議室	一般申告	指定なし 9:00~17:00
3月15日（月）	役場1階 第1会議室	一般申告	指定なし 9:00~17:00

※不明な点や詳しいお問い合わせは、役場 住民課税務係（TEL82-2131内線225・226・236）まで連絡願います。